彦根市地域防災計画

【災害対応マニュアル編】

新旧対照表

令和6年

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
マニュ			本編・資料編およびマニュアル編の更新作業に伴うページ	参照先に変更が
アル編			ズレによる参照先ページ番号の微修正実施	なく、ページ番
全体				号のみの変更
				は、項目を集約
マニュ			組織改編に伴う部課の追加および削除	部課名の変更の
アル編				みの場合は項目
全体				を集約
	[事務分掌]1	市長直轄組織	市長直轄組織	
		秘書班	秘書班	
		1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命	1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命	
		2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来	2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来	
		者を除く。)の災害地視察	者を除く。)の災害地視察	
		3) 各種陳情 (議会関係を除く。)	3) 各種陳情 (議会関係を除く。)	
		4) り災地の慰問見舞い	4) り災地の慰問見舞い	
			5) 危機管理班実施事項の応援	
		企画振興部	企画振興部	組織改編に伴う
		まちづくり推進班	まちづくり推進班	修正
		1)自治会等からの被害状況等報告	1)自治会等からの被害状況等報告	
		2)市民からの問合せに対する総合的な窓口	2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口	
		3-2-10,3-3-10,3-3-67,4-1-1	3-2-10, 3-3-67,4-1-1	
			3)市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策	
			3-2-2	
	[事務分掌]2	企画振興部	企画振興部	
		人権政策班	人権政策班	
		1) 避難行動要支援者対策	1) 避難行動要支援者対策	
		2) 人権・福祉交流会館との連絡調整	2) 人権・福祉交流会館との連絡調整	
		3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策	3) 外国人の災害対策	

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		4) 外国人の災害対策		
		スポーツ部	スポーツ部	
		国スポ・障スポ総務班	国スポ・障スポ総務班	
		1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等と	1) スポーツ振興班実施事項の応援	
		の連絡調整		
		スポーツ部	スポーツ部	
		国スポ・障スポ競技班	国スポ・障スポ競技班	
		1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等と	1) スポーツ振興班実施事項の応援	
		の連絡調整		
		総務部	総務部	
			臨時特別給付金班	
			1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	[事務分掌]3	福祉保健部	福祉保健部	
		社会福祉班	社会福祉班	
		1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助	1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助	
		事務を分掌する各班の連絡調整	事務を分掌する各班の連絡調整	
		2) 避難行動要支援者対策	2) 避難行動要支援者対策	
		3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	
		4) 民間救助団体との連絡調整	4) 民間救助団体との連絡調整	
		5) 行方不明者の捜索	5) 行方不明者の捜索	
		6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設へ	6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設へ	
		の <mark>避難指示</mark> 等の周知および伝達	の <mark>避難情報</mark> 等の周知および伝達	
		7) 物資等の供給	7) 物資等の供給	
		8) 福祉避難所の開設・運営	8) 福祉避難所の開設・運営	
		9) 災害ボランティア	9) 災害ボランティア	
		10)赤十字奉仕団の動員	10)赤十字奉仕団の動員	
		11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		12)り災証明の発行	12)り災証明の発行	
		13)り災見舞金の募集および分配	13)り災見舞金の募集および分配	
		14)救助費支給および救助費予算要求	14) 救助費支給および救助費予算要求	
		15)生活再建に係る資金の支給・貸付	15)生活再建に係る資金の支給・貸付	
		16)被災者に対する生活保護の適用	16)被災者に対する生活保護の適用	
	[事務分掌]6	都市政策部	都市政策部	
		建築指導班	建築指導班	
		1)二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	1)二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	
		2)被災建築物の復旧のための建築相談	2)被災建築物の復旧のための建築相談	
			3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。	
	[事務分掌]7	教育部	教育部	
		学校教育班	学校教育班	
		1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力	1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力	
		2)教育施設への <mark>避難指示</mark> 等の周知および伝達	2)教育施設への <mark>避難情報</mark> 等の周知および伝達	
		3) 被災児童生徒等に対する安全確保	3) 被災児童生徒等に対する安全確保	
		4) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策	4) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策	
		を含む。)	を含む。)	
		5) 被災児童生徒等に対する教育および保健	5) 被災児童生徒等に対する教育および保健	
		6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支	6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支	
		給を含む。)	給を含む。)	
		7) 生涯学習班実施事項の応援。	7) 生涯学習班実施事項の応援。	
[活動フ	第 9 節原子	(6) 緊急時被ばく医療	(6) 原子力災害医療	
ロー]12	力災害への	1□ 県が実施する <mark>緊急時被ばく医療</mark> に協力する	1□ 県が実施する <mark>原子力災害医療</mark> に協力する	
	対応			
3-1-4	※2 動員配		表(別紙に修正・資料 5-2 参照)	
	備体制表			
3-1-7	※1 警戒第	市長直轄部:危機管理班、秘書班	市長直轄部:危機管理班、秘書班	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	2号動員班	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	
		戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	
		スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	
		ポ・障スポ競技班	ポ・障スポ競技班	
		総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	
		班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納·監査班	班、税務班、債権管理班、契約監理班、 <mark>臨時特別給付金班</mark> 、	
			議会班、出納・監査班	
		人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	
		市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	
		清掃センター班	清掃センター班	
		福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	
		康推進班	康推進班	
		子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	
		達支援センター班、幼稚園保育所班	達支援センター班、幼稚園保育所班	
		観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	
		財班、文化振興班	財班、文化振興班	
		産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	
		建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	
		都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	
		上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	
		班、上水道工務班	班、上水道工務班	
		教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	
		策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	
		館班	館班	
		消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	
		班	班	
		病院部:病院事務局班	病院部:病院事務局班	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
3-1-14	※2 動員配		表(別紙に修正・資料 5-2 参照)	
	備体制表			
3-1-17	※1 警戒第	市長直轄部:危機管理班、秘書班	市長直轄部:危機管理班、秘書班	
	2 号動員班	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	
		戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	
		スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	
		ポ・障スポ競技班	ポ・障スポ競技班	
		総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	
		班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納·監査班	班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、	
			議会班、出納·監査班	
		人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	
		市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	
		清掃センター班	清掃センター班	
		福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	
		康推進班	康推進班	
		子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	
		達支援センター班、幼稚園保育所班	達支援センター班、幼稚園保育所班	
		観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	
		財班、文化振興班	財班、文化振興班	
		産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	
		建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	
		都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	
		上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	
		班、上水道工務班	班、上水道工務班	
		教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	
		策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	
		館班	館班	

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	
		班	班	
		病院部:病院事務局班	病院部:病院事務局班	
3-1-22	(1) 警戒体	1-2□ 通信指令班 把握した事故の概要を総務部危機管理	1-2□ 通信指令班 把握した事故の概要を危機管理班に連	
	制の活動	班に連絡する	絡する	
3-1-24	※2 動員配		表(別紙に修正・資料 5-2 参照)	
	備体制表			
3-1-27	※1 警戒第	市長直轄部:危機管理班、秘書班	市長直轄部:危機管理班、秘書班	
	2号動員班	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	企画振興部:企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報	
		戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	戦略班、人権政策班、人権·福祉交流会館班	
		スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	スポーツ部:スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国ス	
		ポ・障スポ競技班	ポ・障スポ競技班	
		総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	総務部:総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政	
		班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納·監査班	班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、	
			議会班、出納·監査班	
		人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	人事部:人事班、働き方・業務改革推進班	
		市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	市民環境部:生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、	
		清掃センター班	清掃センター班	
		福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	福祉保健部:社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健	
		康推進班	康推進班	
		子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	子ども未来部:子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発	
		達支援センター班、幼稚園保育所班	達支援センター班、幼稚園保育所班	
		観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	観光文化戦略部:観光交流班、エンタテインメント班、文化	
		財班、文化振興班	財班、文化振興班	
		産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	産業部:農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班	
		建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	建設部:建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班	
		都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	都市政策部:都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	上下水道部:上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設	
		班、上水道工務班	班、上水道工務班	
		教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	教育部:教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対	
		策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書	
		館班	館班	
		消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	消防部:消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署	
		班	班	
		病院部:病院事務局班	病院部:病院事務局班	
3-1-32	※2 動員配		表(別紙に修正・資料 5-2 参照)	
	備体制表			
3-2-11	(1) 緊急輸	1-1□ 建設管理班 <mark>緊急時確保路線</mark> となる所管道路の通行	1-1□ 建設管理班 <mark>緊急輸送道路</mark> となる所管道路の通行	
~	送ルートの	道路河川班 可否、通行状況等を調査する。	道路河川班 可否、通行状況等を調査する。	
	確保	農林水産班	農林水産班	
		1-4□ 建設管理班 <mark>緊急時確保路線</mark> の被災状況や通行可否	1-4□ 建設管理班 <mark>緊急輸送道路</mark> の被災状況や通行可否	
		道路河川班を市本部、彦根警察署に報告する	道路河川班を市本部、彦根警察署に報告する	
		農林水産班	農林水産班	
		<備考> * <mark>緊急時確保路線</mark> 【資料編 P4-5-1 参照】	<備考> * <mark>緊急輸送道路</mark> 【資料編 P4-5-1 参照】	
		<u>*1</u>	<u>*1</u>	
		ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した 路線	ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した 路線	
		イー県指定第一次緊急時確保路線	イー県指定第一次緊急輸送道路	
		ウ 県指定第二次緊急時確保路線 エ その他の路線	ウ 県指定第二次緊急輸送道路 エ その他の路線	
		注)市本部は、原則として <mark>緊急時確保路線</mark> と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。た	注)市本部は、原則として <mark>緊急輸送道路</mark> と市の防災活動 拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただ	
		だし、国道・県道の管理者から <mark>緊急時確保路線</mark> う回路	┃ ┃ し、国道・県道の管理者から <mark>緊急輸送道路</mark> のう回路と┃ ┃	
		として市道を利用したい旨の要請があった場合には、 当該路線の復旧を優先する。	して市道を利用したい旨の要請があった場合には、当 該路線の復旧を優先する。	
3-2-13	※3 緊急輸	県の備蓄倉庫	県の備蓄倉庫	
	送ネットワ	・キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	・日本通運㈱滋賀支店	

頁	項目	現	行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	ークのイメ	市の備蓄倉庫		市の備蓄倉庫	
	ージ	· 彦根市防災備蓄倉庫		・彦根市防災備蓄倉庫	
		(消防署南分署)		(消防署南分署)	
		(稲里備蓄倉庫)		(稲里備蓄倉庫)	
		(西沼波備蓄倉庫)		(西沼波備蓄倉庫)	
		(株)中通第3倉庫1	号棟	(スポーツ・文化交流センター)	
				(株)中通第3倉庫1号棟	
				彦根総合スポーツ公園	
3-3-1	(1) 避難指	2-4□ 広報戦略班 必要/	こ応じて、エフエム彦根、NHK大	2-4□ 広報戦略班 必要に応じて、エフエムひこね、N	1 H K
	示等の発令	津放送	送局その他報道機関に避難指示等の	大津放送局その他報道機関に避難指	
		放送を	を依頼する	の放送を依頼する	
3-3-15	※1 トリア	トリアージのカテゴリー		トリアージのカテゴリー	
	ージの実施	第1順位 (重症群)	赤色(I)直ちに処置を行えば、	第1順位 最優先治療群 赤色(I)直ちに処置を行	えば、
	方法		救命が可能な者	救命が可能な者	
		第2順位 (中等症群)	黄色(II)多少治療の時間が遅れ	第2順位 <mark>非緊急治療群</mark> 黄色(II)多少治療の時間な	が遅れ しゅうしゅう
			ても生命には危険がない者	ても生命には危険がな	:い者
			基本的にはバイタルサイン	基本的にはバイタルサ	トイン
			が安定している者	が安定している者	
		第3順位 (軽症群)	緑色(III)上記以外の軽易な傷病	第3順位 <mark>軽処置群</mark> 緑色 (III) 上記以外の軽易な	傷病
			で、ほとんど専門医の治療	で、ほとんど専門医の)治療
			を必要としない者	を必要としない者	
		第4順位 (死亡群)	黒色(0)既に死亡している者ま	第4順位 不処置群 黒色(0)既に死亡している	る者ま
			たは直ちに処置を行っても	たは直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者	
			明らかに救命が不可能な者		
3-3-17	(1) 消火活	<備考>		<備考>	
	動	※1 消防組織		※1 消防組織	
		※2 出場体制		※2 出場体制	

頁	項	目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
			※3 初動措置	※3 初動措置	
			*消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参	*消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参	
			照】	照】	
			*消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】	*消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】	
			*特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】	*特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】	
			*消防水利【資料編 P5-1-3 参照】	*消防水利【資料編 P5-1-3 参照】	
			*隣接市町応援出動消防隊【資料編 P5-1-4 参照】	*道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4参	
			*道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4参	照】	
			照】		
3-3-19	※ 3 を	刃動措	地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制	地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制	
	置		により災害活動に専念する。	により災害活動に専念する。	
			アー消防本部	アー消防本部	
			消防本部に警備本部を設置し、消防長が警備本部長として消	消防本部に警備本部を設置し、消防長が警備本部長として消	
			防全般の総括的指揮に当たる。この場合において、消防長は	防全般の総括的指揮に当たる。この場合において、消防長は	
			地震警備体制に入る旨を消防職・団員に周知する。	地震警備体制に入る旨を消防職・団員に周知する。	
			なお、市本部が設置されれば、消防長は本部員として、消防	なお、市本部が設置されれば、消防長は本部員として、消防	
			総務課長は同連絡員として出向し、警備本部は市本部に編入	総務課長は同連絡員として出向し、警備本部は市本部に編入	
			することになるため、警備本部長は次長が、総務班長は、消	することになるため、警備本部長は次長が、総務班長は、消	
			防総務課長補佐がその職務を代行することになる。	防総務課長補佐がその職務を代行することになる。	
			通信指令課は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試	通信指令課は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試	
			験を行う。	験を行う。	
			イ 消防署所	イ 消防署所	
			(ア)無線電話各移動局の開局、試験	(ア)無線電話各移動局の開局、試験	
			(イ)有線電話の一斉試験	(イ)有線電話の一斉試験	
			(ウ)車両の安全確保	(ウ)車両の安全確保	
			(エ) 特別救助隊要員の警備本部への出向	(エ)情報の収集(市内巡ら員、高所見張員の派遣)	
			(オ)情報の収集(市内巡ら員、高所見張員の派遣)	(オ)消防機器の点検、増強	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容 変更	 更理由
		(カ)消防機器の点検、増強	ウ 消防団	
		ウ 消防団	(ア)無線電話各移動局の開局、試験	
		(ア)無線電話各移動局の開局、試験	(イ)車両の安全確保	
		(イ)車両の安全確保	(ウ)消防機器の点検、増強	
		(ウ)消防機器の点検、増強	(エ)出火防止、初期消火の広報	
		(エ)出火防止、初期消火の広報	(オ)初期消火の指揮	
		(オ)初期消火の指揮	(カ) 人命救助	
		(カ) 人命救助		
3-3-24	※2 指揮命	県本部	県本部	
	令および連	保険医療調整本部	保健医療福祉調整本部	
	絡調整	県地方本部	県地方本部	
		保健医療調整地方本部	保健医療福祉調整地方本部	
3-3-27	(1) 行方不	1-2□ 生活環境班 彦根警察署から協力要請があった場合	1-2□ まちづくり推進班 彦根警察署から協力要請があっ	
	明者の捜索	は、受付所の設置等や捜索への協力体	生活環境班 た場合は、受付所の設置等や捜	
		制を確立する	索への協力体制を確立する	
3-3-34	(1) 道路施	(1) 県道(県道路班)	(1) 県道(県道路班)	
	設の応急対	アー情報収集	アー情報収集	
	策	県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に	県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に	
	※2 各施設	派遣し、 <mark>緊急時確保路線</mark> の被害状況、交通確保状況等の情	派遣し、 <mark>緊急輸送道路</mark> の被害状況、交通確保状況等の情報	
	管理者の応	報を収集する。	を収集する。	
	急対策	収集した道路情報は、県本部(道路班)に連絡する。	収集した道路情報は、県本部(道路班)に連絡する。	
		イ 応急復旧	イ 応急復旧	
		(ア) 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画	(ア)県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画	
		を策定し、道路機能の確保に努める。	を策定し、道路機能の確保に努める。	
		(イ) <mark>緊急時確保路線</mark> の一部が通行不能になり、復旧に日	(イ) <mark>緊急輸送道路</mark> の一部が通行不能になり、復旧に日時	
		時を要することが予想されるときは、県本部は、これの	を要することが予想されるときは、県本部は、これのう	
		う回路として市道の使用を検討する。う回路として市道	回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保	使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の	
		の協力を要請する。	協力を要請する。	
		(ウ)復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協	(ウ)復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協	
		定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供	定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求	
		を求める。	める。	
3-3-51	(8) 毒物劇	県	県	
	物事故	防災危機管理局	防災危機管理局	
		077-528-3432	077-528-3432	
		薬務感染症対策課	薬務課	
		077-528-3634	077-528-3634	
3-3-63	(1) 緊急時		表(別紙に修正・資料 5-2 参照)	
	モニタリン			
	グ			
	※1 原子力			
	災害防護措			
	置基準表			
	(OIL と防			
	護措置につ			
	いて)			
3-3-64	(2) 避難お	2-3□ 広報戦略班 必要に応じて、エフエム彦根、NHK大	2-3□ 広報戦略班 必要に応じて、エフエムひこね、NHK	
	よび屋内退	人権政策班 津放送局その他報道機関に避難および	人権政策班 大津放送局その他報道機関に避難および	
	避等の防護	障害福祉班 屋内退避等に関する放送を依頼する	障害福祉班 屋内退避等に関する放送を依頼する	
	措置			
3-3-69		1-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限の内	1-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限の内	
	の摂取制限	容や放射線の影響による健康被害につ	容や放射線の影響による健康被害につ	
	等	いて、災害時緊急通報システム、職員災	いて、災害時緊急通報システム、職員災	
		害時用メール配信システム、彦根市ホ	害時用メール配信システム、彦根市ホ	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		ームページ、FM ひこね、放送事業者、	ームページ、エフエムひこね、放送事業	
		彦根市メール配信システム、ツイッタ	者、彦根市メール配信システム、X(旧	
		一等により広報する	ツイッター)等により広報する	
3-3-70	(6) 原子力	(6) 緊急時被ばく医療	(6) 原子力災害医療	
	災害医療	1県が実施する <mark>緊急時被ばく医療</mark> に協力する	1 県が実施する原子力災害医療に協力する	
3-3-70	(6) 原子力	1-6□ 健康推進班 実施した <mark>緊急時被ばく医療</mark> に関する活	1-6□ 健康推進班 実施した <mark>原子力災害医療</mark> に関する活動	
	災害医療	病院事務局班 動内容を整理する	病院事務局班 内容を整理する	
		1-7□ 健康推進班 実施した <mark>緊急時被ばく医療</mark> に関する活	1-7□ 健康推進班 実施した <mark>原子力災害医療</mark> に関する活動	
		病院事務局班 動内容を市本部に報告する	病院事務局班 内容を市本部に報告する	
3-3-71	(6) 原子力	三次 国立大学法人広島大学	三次 国立大学法人広島大学	滋賀県地域防災
	災害医療	広島県東広島市鏡山一丁目 3-2	広島県東広島市鏡山一丁目 3-2	計画に準じて医
		独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所	療機関を追加
		千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1	千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1	
			国立大学法人長崎大学	
			長崎県長崎市文教町 1-14	
			国立大学法人弘前大学	
			青森県弘前市文京町 1	
			公立大学法人福島県立医科大学	
			福島県福島市光が丘 1	
			国立大学法人福井大学	
			福井県福井市文京 3 丁目 9-1	
3-4-14	(2) 食糧の	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入	
	調達供給	農林水産班 <mark>札指名名簿</mark> に登録された企業等からの	農林水産班 札参加資格者名簿に登録された企業等	
		調達を検討し、確保可能な概ねの食糧	からの調達を検討し、確保可能な概ね	
		の数量を算定する	の食糧の数量を算定する	
3-4-16	※2 炊き出	(1) 要員の確保	(1) 要員の確保	学校の給食室の
	しの方法	保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や	保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や	使用に際し、学

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ避	給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ学	校給食調理業務
		難者および関係団体等(彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦	校給食調理業務委託事業者、 避難者および関係団体等(彦	委託事業者の協
		根市赤十字奉仕団等)の協力を得る。	根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団等)の協	力は必須のため
			力を得る。	追加
3-4-17	※4 食糧の	(6) 食糧の集積・配送拠点	(6) 食糧の集積・配送拠点	
	確保方法	アー農村環境改善センター	ア 農村環境改善センター	
		イ (株)中通	イ (株)中通	
		ウ 福山通運株式会社彦根営業所	ウ 福山通運株式会社彦根営業所	
		エ 彦根市スポーツ・文化交流センター	エ 彦根市スポーツ・文化交流センター	
			オ 彦根総合スポーツ公園	
		(上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アン	(上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アン	
		ド・バスライド等を検討)	ド・バスライド等を検討)	
		*災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-82 参照】	*災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-84 参照】	
3-4-19	(3) 生活必	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入	
	需品の調達	札指名名簿に登録された企業等からの	札参加資格者名簿に登録された企業等	
	供給	調達を検討し、確保可能な概ねの生活	からの調達を検討し、確保可能な概ね	
		必需品の量を算定する	の生活必需品の量を算定する	
4-4-5	(2) 原子力	6-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限、交	6-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限、交	
	災害時の中	危機管理班 通規制の解除について、災害時緊急通	危機管理班 通規制の解除について、災害時緊急通	
	長期対策	報システム、職員災害時用メール配信	報システム、職員災害時用メール配信	
		システム、彦根市ホームページ、 <mark>FM ひ</mark>	システム、彦根市ホームページ、エフエ	
		こね、放送事業者、彦根市メール配信シ	ムひこね、放送事業者、彦根市メール配	
		ステム、ツイッター等により広報する	信システム、X (旧ツイッター) 等によ	
			り広報する	

彦根市地域防災計画

【災害対応マニュアル編】

別紙

令和6年

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号		号	警戒第 2 号	災対第 1 配備	災対第2配備	災対第3配備	
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		į	
事務局	_			本部事務局長、危機管理班(全 員)、秘書班、総務班(班編成)、 公有財産管理班(班編成)、広報戦 略班			E(全員)、秘書班、総務班(班編成) 報戦略班(課長)	
各所属		-		各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長			
	А	В	С		1,200,000	<u> </u>		
市長直轄部	危機管	理班(全員)		□危機管理班 (全員) 次の部・班のあらかじめ指定され	□危機管理班(全)			
企画振興部	-	※ 1	% 2	た職員□秘書班				
スポーツ部	_	% 1	※ 2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、				
総務部	_	※ 1	※ 2	人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 ※英雄・国スポ・降スポ・でスポ・				
人事部	_	※ 1	※ 2	務班、国スポ・障スポ競技班 □総務班(班編成)、公有財産管理 班(班編成)、財政班、税務班、債				
市民環境部	-	% 1	※ 2	権管理班、契約監理班、 <mark>臨時特別 給付金班、</mark> 議会班、出納·監査班、				
福祉保健部	_	% 1	※ 2	□人事班、働き方·業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、	原則として各所属2名以上の職員(課長補佐級以上の職員を含む) ※3	各所属職員の1/2 程度の職員 (係長級 以上の職員を含む) ※4		
子ども未来部	-	% 1	% 2	保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班 □子ども・若者班、子育て支援班、			全員	
観光文化戦略部	-	% 1	※ 2					
産業部	-	-	% 2	幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班		総務班(全員) 公有財産管理班		
建設部	道路河川班(震災・ 風水雪害時)、建設管 理班(震災・風水雪害 ※2 時)のあらかじめ指		% 2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、□建設管理班、道路河川班、市街地	総務班(全員) (全員) 公有財産管理班 (全員) (全員)	震災時:建設部		
都市政策部	都市政	Eされた職員 整備班、建築班 都市政策部(風水 雲書時)のあらかじ ※2 策班、住宅班 り指定された職員	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班					
上下水道部	上下水道		*2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習				
教育部	-	* 1	※ 2	班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1				
消防部	警防班 (風水雪害 時) のあらかじめ指 – 定された職員		_	【別に定める「彦根市消息	坊計画(第 12 章招集計	画)」(消防本部策定)	に基づく】	
病院部	-	-	_	□病院事務局班	上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員	
避難場所担当			災害)	避難場所が開設された場合は、避難 ※緊急初動対策チーム(震度5強以		び施設管理者		

施設管理者 ※2 自主避難施設 ※緊急初動対策チーム (震度 5 強以上)
 ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
 ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
 ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
 ※1 土砂炭,暫時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、組出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
 ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
 ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
 ※ 特別配備:状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
 ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

※2 動員配備体制表

2 期貝的1 動員	用作刑:	警戒第1号	라	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配値
助貝	E 700,37 X 10		7	き 成	本部長、副本部長		火 列 另 3 配 1
本部室	危機管理監			本部連絡員		、本部付き、本部連絡員	l
事務局	-			本部事務局長、危機管理班(全 員)、秘書班、総務班(班編成)、 公有財産管理班(班編成)、広報戦 路班			
各所属	_			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	В	С				
市長直轄部	危機管	理班 (全員)		□危機管理班 (全員) 次の部・班のあらかじめ指定され			
企画振興部	-	% 1	% 2	た職員			全員
スポーツ部	Ī	※ 1	※ 2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、			
総務部	_	% 1	※ 2	人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班		各所属職員の1/2 程度の職員(係長級 以上の職員を含む) ※4 総務班(全員) 公有財産管理班	
人事部	_	% 1	※ 2	□総務班(班編成)、公有財産管理 班(班編成)、財政班、税務班、債			
市民環境部	-	% 1	※ 2	権管理班、契約監理班、 <mark>臨時特別 給付金班、</mark> 議会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班 □子ども・若者班、子育て支援班、			
福祉保健部	I	% 1	※ 2		原則として各所 属 2 名以上の職員 (課長補佐級以上		
子ども未来部	-	% 1	※ 2				
観光文化戦略部	-	% 1	※ 2		の職員を含む) ※3		
産業部	-	_	※ 2	幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班 □観光交流班、エンタテインメント			
建設部	風水雪害 理班(震災	川班 (震災・ 時)、建設管 災・風水雪害 らかじめ指 職員	※ 2	班、文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班、 □建設管理班、道路河川班、市街地	総務班(全員) 公有財産管理班 (全員) 震災時:建設部 (全員)		
都市政策部		策部(風水 のあらかじ れた職員	※ 2	整備班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、			
上下水道部		道部(震災 らかじめ指 職員	※ 2	下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習			
教育部	-	* 1	*2	班、学校ICT推進班、彦根城博物 館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1	学校 ICT 推進班、彦根城博物 班、図書館班 所・出張所 紀※1		
消防部	警防班 (風水雪害 時) のあらかじめ指 ー 定された職員		_	【別に定める「彦根市消	坊計画(第 12 章招集計	画)」(消防本部策定)	に基づく】
病院部	-	-	_	□病院事務局班	上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員
避難場所担当	※1 避	難場所(土砂	災害)	避難場所が開設された場合は、避難	養房担当班の職員およ	び施設管理者	
施設管理者	※2 自主避難施設			※緊急初動対策チーム (震度 5 強以	(上)		

施設管理者 ※2 自主避難施設 ※緊急初動対策チーム(震度 5 強以上)
② 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
③ 避難場所等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
③ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※ 特別配備:状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防なちびに応急対応活動等を実施することができる。

- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

※2 動員配備体制表

動員		警戒第1号 警戒第2号			災対第 1 配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局		本部事務局長、危機管理班(全 員)、秘書班、総務班(班編成)、 公有財産管理班(班編成)、広報戦 略班					
各所属	各所属 —			各支部長 病院長 各施設長 部長付き 各支部長、各施設長 各支部長、各施設長			
	A	В	С				
市長直轄部	危機管	理班(全員)		□危機管理班 (全員) 次の部・班のあらかじめ指定され	□危機管理班(全	員)	
企画振興部	_	% 1	* 2	た職員			
スポーツ部	-	% 1	% 2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、			
総務部	_	% 1	※ 2	人権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総			
人事部	_	*1	※ 2	務班、国スポ・障スポ競技班 □総務班(班編成)、公有財産管理 班(班編成)、財政班、税務班、債			
市民環境部	_	*1	※ 2	権管理班、契約監理班、臨時特別 給付金班、議会班、出納·監査班、	原則として各所 属 2 名以上の職員 (課長補佐級以上 の職員を含む) ※3	各所属職員の1/2 程度の職員(係長級 以上の職員を含む) ※4 総務班(全員) 公有財産管理班	
福祉保健部	_	% 1	※ 2	□人事班、働き方·業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、			
子ども未来部	-	※ 1	% 2	保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班 □子ども・若者班、子育て支援班、			全員
観光文化戦略部	-	% 1	※ 2				
産業部	_	-	※ 2	幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班			
建設部	道路河川班 (震災・ 風水雪害時)、建設管 理班 (震災・風水雪害 時) のあらかじめ指 定された職員		※ 2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、□建設管理班、道路河川班、市街地	総務班(全員) 公有財産管理班 (全員)	(全員) 震災時:建設部 (全員)	
都市政策部	都市政	策部(風水 のあらかじ	*2	整備班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班			
上下水道部	上下水道部(震災		道部(震災 下水道建設班、上水道工務班 らかじめ指 ※2 □教育総務班、学校教育班、学校支				
教育部	_	* 1	※ 2	班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1			
消防部	警防班(風水雪害 時)のあらかじめ指 – 定された職員			【別に定める「彦根市消防計画(第 12 章招集計画)」(消防本部策)		画)」(消防本部策定)	に基づく】
病院部	_	-	-	□病院事務局班	上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者				避難場所が開設された場合は、避難 ※緊急初動対策チーム(震度 5 強以		び施設管理者	

[○] 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
○ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
○ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※ 1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※ 2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※ 2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※ 特別配備:状況により本部長が必要と認める部、班および人員で請反所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※ 特別配備:状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
※ 広報戦略所、総務所、公有財産管理所においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断1.た場合は出発することとする。

[※] 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

※2 動員配備体制表

2 動員配備体 _{動員}	警戒第1号	警戒第 2 号	災対第2配備	災対第3配備
.,,,,	(フェーズ 1)	(フェーズ 2)	(フェーズ 3)	(フェーズ 4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員 本部事務局長、危機管理班	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	_	(全員)、秘書班、総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、広報戦略班	本部事務局長、危機管理 班(班編成)、公有財産管理 班(課長)	
各所属	-	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班 (全員)	危機管理班(全員)	危機管理班 (全員)	
企画振興部	-	次の部・班のあらかじめ指 定された職員 □秘書班		
スポーツ部	_	□まちづくり推進班、広報戦略 班、人権政策班、人権・福祉		
総務部	_	交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障		
人事部		スポ総務班、国スポ・障スポ 競技班		
市民環境部	-	□総務班(班編成)、公有財産 管理班(班編成)、財政班、		
福祉保健部	-	税務班、債権管理班、契約監 理班、 <mark>臨時特別給付金班、議</mark> 会班、出納・監査班、		
子ども未来部	-	□人事班、働き方・業務改革推 進班 □生活環境班、ライフサービス	各所属職員の 1/2 程度 の職員(係長級以上の職	全員
観光文化戦略部		班、保険年金班、清掃センタ 一班 □社会福祉班、障害福祉班、高 齢福祉推進班、健康推進班	員を含む)	
産業部	-	□子ども・若者班、子育て支援 班、幼児班、発達支援センタ 一班	総務班(全員) 公有財産管理(全員)	
建設部	-	□観光交流班、エンタテインメ ント班、文化財班、文化振興 班		
都市政策班	-	□農林水産班、地域経済振興 班、農業委員会班 □建設管理班、道路河川班、市 街地整備班、建築班		
上下水道部	-	□都市計画班、建築指導班、交 通政策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業		
教育部	_	務班、下水道建設班、上水道 工務班 □教育総務班、学校教育班、学 校ICT推進班、学校支援・人 権・いじめ対策班、生涯学習 班、彦根城博物館班、図書館班		
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画	(第 12 章招集計画)」(消防本	部策定)に基づく】
病院部	-	□病院事務局班	各所属職員の 1/2 程度 の職員(係長級以上の職 員を含む)	全員

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

※1 原子力災害防護措置基準表(OILと防護措置について)

基準の	の名称と種類	基準の概要	初期設定値 ※1		防護措置の概要	
緊急防護措	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2) β線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm※4【1 か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			数時間内を目途に区 域を特定し、避難等を実 施。(移動が困難な者の 一時屋内退避を含む。)
置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準				避難又は一時移転の 基準に基づいて避難等 した避難者等にスクリ ーニング (避難退域時 検査)を実施して、基準 を超える際は迅速に簡 易除染等を実施
早期防護措置	OIL2 (一時移転 基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 µ Sv/h (地上 1m で 率※2)	計測した場合の	1日内を目途に区域を 特定し、地域生産物の 摂取を制限するととも に、1週間程度内に一 時移転を実施	
飲食物摂	飲食物に係 るスクリーニ ング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を 判断する準備として、飲食物中の 放射性核種濃度測定を実施すべ き地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h%6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量 率※2)			数日内を目途に飲食 物中の放射性核種濃度 を測定すべき区域を特 定
取制限※9	OIL6 飲食物摂取 制限基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム カラン元 カランアルファ 核種	飲料水·牛 乳·乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他 2,000B q/kg※8 500Bq/kg	1 週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の 初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。〇IL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cmの検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 3 ※3 と同様、表面汚染密度は約 $40\mathrm{B}\,\mathrm{q}\,/\mathrm{cm}$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における 0IL6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEA では、0IL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に 暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である 0IL3、その測定のためのスクリーニング基準である 0IL5 が設定されている。ただし、0IL3 については、IAEA の現在の出版物において空間 放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、0IL5 については、我が国において核種ごとの 濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。